

〇〇ライオンズクラブ

著作権ポリシー

1. 基本原則
2. 当クラブが作成する著作物
3. 当クラブが作成した著作物の利用について
4. 第三者の著作物の利用について
5. 会員・ボランティアが作成する著作物
6. 著作権侵害への対応
7. ポリシーの変更
8. 著作権に関する相談窓口

〇〇ライオンズクラブ 著作権ポリシー（例）

〇〇ライオンズクラブ（以下「当クラブ」といいます。）は、その活動を推進する上で、著作物を適切に取り扱い、著作権者の権利を尊重します。本ポリシーは、当クラブが作成・利用する著作物、および第三者の著作物の取り扱いについて定めるものです。

1. 基本原則

当クラブは、著作権法および関連法規を遵守します。

当クラブの活動に必要な範囲内で著作物を利用し、不必要な複製、改変、公衆送信等を行いません。

第三者の著作物を利用する際は、原則として著作権者の許諾を得るか、著作権法で認められた範囲内で行います。

当クラブの作成した著作物についても、著作権法に基づき保護されます。

2. 当クラブが作成する著作物

当クラブが作成する著作物には、以下のようなものが含まれます。

- ウェブサイト、SNS 等で公開する文章、画像、動画、音声データ
- 広報資料（パンフレット、チラシ、ポスター等）
- イベント資料（発表資料、配布資料等）
- 活動報告書
- その他、当クラブの活動に関連して作成される一切の著作物

3. 当クラブが作成した著作物の利用について

当クラブが作成した著作物の著作権は、原則として [〇〇ライオンズクラブ] に帰属します。

当クラブの活動を広報する目的で、会員やボランティアが当クラブのウェブサイトや SNS 等で公開されている著作物を共有・転載する場合は、以下の条件を遵守してください。

- 出典（[団体名] および該当著作物の作成者名）を明記すること。
- 著作物の内容を改変しないこと。
- 営利目的で利用しないこと。

上記以外の目的で当クラブの著作物を利用する場合は、事前に [担当部署名または担当者名] の許可を得てください。許可の際には、利用目的、利用方法、利用期間などを具体的に提示してください。

4. 第三者の著作物の利用について

当クラブが第三者の著作物（文章、画像、音楽、動画等）を利用する場合は、以下のいずれかの方法で行います。

- 著作権者の許諾を得る: 事前に著作権者に連絡を取り、利用許諾を得ます。許諾条件を遵守し、必要に応じて利用料を支払います。
- 著作権法に基づく利用: 著作権法で認められた範囲内（例：引用、私的使用のための複製など）で利用します。引用の場合は、出典を明記します。
- 著作権フリー素材の利用: 著作権フリーまたはクリエイティブ・コモンズライセンス等の条件に従い、適切に利用します。ライセンスの種類によっては、作者の表示が必要な場合があります。

5. 会員・ボランティアが作成する著作物

会員やボランティアが、当クラブの活動に関連して個人的に作成した著作物（写真、レポート、感想文等）の著作権は、原則として作成者に帰属します。

これらの著作物を当クラブの広報活動等で利用する場合は、事前に作成者の許諾を得ます。

6. 著作権侵害への対応

当クラブの活動において、第三者の著作権を侵害する行為を発見した場合、速やかに利用を中止し、適切な対応を行います。

第三者から当クラブの著作権侵害の指摘を受けた場合、事実関係を確認し、適切に対応します。

7. ポリシーの変更

本ポリシーは、必要に応じて見直し、変更されることがあります。変更された場合は、当クラブのウェブサイト等で告知します。

8. 著作権に関する相談窓口

当クラブの著作物の利用、または第三者の著作物の利用に関する疑問や不明な点については、下記までお問い合わせください。

〇〇ライオンズクラブ 事務局

住所：茨城県〇〇市〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス：〇〇@〇〇.〇〇

制定日: 2025 年〇〇月〇〇日

〇〇ライオンズクラブ

【この著作権ポリシー例について】

これはあくまで一例です。貴団体の活動内容や規模に合わせて、具体的な内容を修正・追記してください。

「[団体名]」「[担当部署名]」「[担当者名]」「[連絡先]」などの部分は、貴団体の情報に置き換えてください。

著作権法は複雑なため、必要に応じて専門家（弁護士など）に相談することをおすすめします。

会員やボランティアに対して、本ポリシーの内容を周知徹底することが重要です。

【追記・検討事項】

教育・研修:

会員やボランティア向けに、著作権に関する基本的な知識や本ポリシーに関する研修を実施することを検討しても良いでしょう。

著作物利用ガイドライン:

より具体的な著作物の利用方法や注意点をまとめたガイドラインを作成することも有効です。

著作権管理担当者の設置:

著作権に関する責任者を明確にすることも重要です。

オープンライセンスの検討:

当クラブの作成する著作物の一部について、クリエイティブ・コモンズライセンスなどのオープンライセンスを適用することを検討するのも良いかもしれません。